Case study: Assistance to foreign DV victims in Japan

By Ms. Muneko ISHIMOTO, Social worker/coordinator Kurume city center for gender equality

1 Referral to the center

Ms. A has been physically abused by her husband. She has taken a refuge at her Philipina friend's house. Ms. A consulted with the Police and the Police referred her to the center for gender equality.

Ms. A's Philipina friend accompanied her to the center as an interpreter and a supporter.

2 Family background

Ms. A is in her 30s and comes from the Philippines. She came to Japan seven years ago. At that time, her travel arrangements has been made by a broker.

Ms. A lives in a family of 5 which includes her husband who works in a major manufacturing factory, a boy, a girl and her husband's younger brother who works as a part-time worker. Since the boy has a heart disease and mental disability, Ms. A stayed at home to take care of her children and concentrate on the house work.

3 Situation of domestic violence

Ms. A and her husband have been quarreling about the behaviour of her husband's younger brother. The younger brother often brought his friends back home late at night and made a loud noise which disturbed the children. On the following day after another disturbing night, Ms. A begged her husband to talk to the younger brother to change his behaviour. But the husband ignored her plea and never said anything to him. Instead he started beating her.

Ms. A's husband got annoyed and hit Ms. A repeatedly. When Ms. A tried to resist, the husband kicked her thighs very hard with his knees repeatedly.

4 Assistance procedure

Ms. A did not want to leave the city where she was living, since the special school for children with disability where her son went to was located there. Therefore, the Center's assistance would be based on this request.

• The first step was to secure the safe environment to study for her children, since it was likely that the husband will come looking for them in the school to find out where they escaped to. The Center provided information on the following available assistance. Upon request, the staff accompanied the client.

5 How to rebuild life after separating with her husband

1. Safety measures

2. Rebuilding life

3. Proceed with divorce

(1) Safety measures

 Reporting to the police → already reported before coming to the center

2 Filing for six months restraint order

3 Emergency relocation to a safe place

Safety measures (Part 2) Filing for protection order

Petition to the provincial court for protection order for the perpetrator to stay away from the client for 6 months (restraining order).

Coordinator will provide assistance as follows:

- Fill in an application form for a protection order
- Accompany the client to the court to file petition & interviews (On the day of filing the protection order, the judge will interview the applicant. Upon request, the coordinator will accompany the client to provide moral support)

Once the petition is accepted, the Court will issue a restraining order to the perpetrator. The Police will give a harsh warning to the perpetrator and an advice on how to protect one's self to the applicant.

Safety measures (Part 2) Emergency relocation

Assistance for emergency relocation
 After filing the petition, its copy is delivered to the husband. The protection order will be issued usually within 7 days after filing the petition, and this 7 days is the most dangerous period for the client as the husband will be angry to receive such notice. Therefore the client should be relocated to a safe place during this period.

For the emergency relocation, the client will be referred to a public shelter for DV victims. The coordinator will make arrangements for the emergency relocation.

Division for family and children matters \rightarrow Women's Consultation Office in Fukuoka Prefecture \rightarrow Transferred to a facility for mothers & children

(2) Rebuilding life

After the emergency relocation, the first step would be to start rebuilding their lives in safety. The coordinator will provide information for the client to receive necessary information and accompany the client upon request. The coordinator will utilise the standard format 'Standardised form for DV victims (to provide one-stop service)

 Looking for accommodation → arrange for furniture/ household items →transfer → settle in

Accommodation – rent a private accommodation

Household items – go back to the old house to retrieve items

Transfer of furniture – seek assistance from removal companies

familiar with DV issue

- 2 Secure living expenses apply for a public welfare fund (Public assistance division under the local government)
- Change of bank account for receiving child allowance (Family and children division)
- ④ Back to school: commuting & payment for necessary expenses (Academic affairs division, School health division)

Stand

相		毛	名			牛 年	月日		1 3	車絡先・TE	1
相						年 月		歲)	1		
		+-11L						A.K./			
*	住民票所在地								(連絡先		
")	居 所								(連絡先		
1	勤務先/学校			(連絡先)職	種/学年		
1	続柄	氏	名	生年月日	3		勤務先·学校	交		備	考
	相手			年	月日					aan alkii Oriana Tara	
家				 年	<u>歳</u>) 月 日	(職	梗)			
族				(月 口 歲)						
~				年	月日				-		
構				(歳)						
				年	月日						
成				(歳)				-		
				年 (月日歳)						
=h:	までの	警察署	・家庭	マビも相関		相談課	男女平等推	進ヤンター	- • 県保(建福祉環境事	務所
	機関	その他				THE)	- 12/17/1
2.4				相談概要	臣					家族関係	系図
				100/1943						o —	
				1000943						o —	= 0
				留米市民とし	して住民登		ミせんが) タ	、留米市内で		0	= 0
				留米市民とし つで、支援を	して住民登		ミせんが) タ			©	
住居る	を定めて生	こ活してい	いますの	留米市民とし つで、支援る <u>氏</u> 4	して住民登 をお願いし言	ます。		、留米市内で	la.	©	= 0
住居る	を定めて生	活してい	いますの	留米市民とし つで、支援を <u>氏</u> 利 相談を受け	して住民登 をお願いし言	ます。				© —	= 0
	を定めて生	E活してい 上記のと 年	いますの	留米市民とし つで、支援3 <u>氏1</u> 相談を受け 日	して住民登 をお願いし言	ます。			le,	© —	
	を定めて生	E活してい 上記のと 年 所属	いますの おり、 長・印	留米市民とし つで、支援3 <u>氏1</u> 相談を受け 日	して住民登 をお願いし されたことを	ます。 証明しま			191	◎ (担当)	= 0
	を定めて生	:活してい 上記のと 年 所属 久	いますの おり、 長・印	留米市民とし つで、支援援 日 日 月 男女平等 村	して住民登 をお願いし されたことを	ます。 証明しま					
住居? 証明 欄	を定めて生 -	活してい 上記のと 所属 人 間	いますの おり、 長・印 、 留米市 炎ニース	留米市民とし つで、支援援 日 日 月 男女平等 村	して住民登 をお願いし: 名 サたことを 推進センタ	ます。 証明しま 一 所長		印 		(担当	
住居る	を定めて生 - 子生活支援 保加入 [活してい 上記のと 所属 人 相調 施設入所 別転・就服	いますの おり、 長 ・ 日 日 市 市 の 第 の 日 の の の の の の の の の の の の の の の の	留米市民とし つで、支 <u>氏</u> 相談を受け 月 男女平等 て るの一時保護 系育料 ロ家	して住民登 をお願いし き る サたことを	ます。 証明しま 一 所長 住宅申込 申請	す。 家庭子ど: 市民課	印 対 	応 (語 月 月	 (担当) 洋細は別紙) 日受付(担) 日受付(担) 	
	を定めて生 - 子生活支援 保加入 日 得証明 日	 活してい 上記のと年 所属久 相認のと 相認の記載 報酬 報酬 	いますの お り、 長 ・ 日 の 市 市 ス 駅 町 の 町 市 の 駅 の の の の の の の の の の の の の の の の の	留米市民とし つで、支 <u>氏</u> 相談を受け 男女平等 (るの一時保 調 の一時保 駅 同 日	して住民 <u>舎</u> をお願いし たことを <u></u>	ます。 証明しま 一 所長 住宅申込 申請	す。 家庭子ど 市民課 児童保育	印 	応 (] 月 月	(担当 詳細は別紙) 日受付(担 日受付(担 日受付(担	1当 13当 13当
住 証明欄 日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	を定めて生 - 子生活支援 保加入 に 検・就学	 活してい 上記のと年属のと年属の 相認の 相認の 和認知転第 第 	いますの おり、月 日 第 日 日 市 一 ス 野 町 日 行 日 行	部本市民として、支 <u>氏</u> 7で、支 <u>氏</u> 相談を受け 月 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	して住民登 をお願いし たことを <u></u> またことを 夏 国本団会 で の外 手 手 の の の の の の の の の の の し で の で の し で の の し で の の の の	ます。 証明しま 一 所長 住宅申込 申請 国人登録	す。 家庭子ど 市民課 児童保育 医療・年	印 	応 (語 月 月 月	(担当 詳細は別紙) 日受付(担 日受付(担 日受付(担 日受付(担	
住 証明欄 日日町町町町日	を定めて生 子生活支援 保加入 [探 初 沢 町 (学 幼 児医療 語	 活してい 上記のと年属へ 所属へ 10回転 10回転 11回転 11回転	いますの お し し た し た の た の の の の の の の の の の の の の	部米市民とし つで、支 <u>氏</u> 相談を受け 日 男女平等 日 二 の一時保護 東 三 (二 (二)日 (二)日 (二)日 (二)日 (二)日 (二)日 (二)日 (二)日 (二)日 (二) (二)	して住民登 たお願いし た ま た ことを を 度 、 聞 た ことを を を し 二 防 ふ の 、 に 、 を を の 、 に 、 を る ー 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	ます。 証明しま 一 所長 住宅申込 申請 国人登録	す。 家庭子ど 市民童保 原 健康保険 健康保険	印 	<u>応</u> 月 月 月	(担当 (担別紙) 日受付付(担 日受付付(担 日受付付(担 日受付(担 日受付(担	
住 証明欄 ロロロロロ 日日	を定めて生 - 子生活入 に が の の 子 保 加 ひ に の て 生 活 ス て 生 活 、 の て 生 浩 、 の て 生 浩 、 の 、 の て 生 浩 ろ の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の	話してい 上記のと年 所 人 記 い た 年 属 人 記 い 戸 口 院 衣 記 の と 年 属 人 記 の と 年 属 久 記 の に の と の と の と の の と の の と の の と の の と の の と の の と の の の 日 戸 口 の の ろ の に の の に の の に の の の の の の の の の	いますの お ・ 長留炎所園本免□□□ の ・ 米二 □□行 □ 医害	インディング インディング インディング インディング (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	して住民登した を名 サたこことを 生 世 二 の た の 二 大 た こ と を を 生 や に し に に し に と に し に と に し に の し に の し に の し に の の の の の の の の	ます。 証明しま 一 所長 住宅時込 申国人登録 種	す。 家庭民 家 民 課 余 年 段 策 保 保 年 年 渓 (学 務課 (案 序 課 条 常 条 課 (案 務 の 案 の 第 の の の の の の の の の の の の の の の の	印 	応月月月月月月	 (担当) (担) (担) (日) (日)<td></td>	
	を定めて生 - 子保御証 ・ 子保御証 ・ 子保御証 ・ の を が の に の の て 生 生 れ 入 町 に の て 生 生 な か い に の て 生 生 な れ ひ 明 で 。 の て 生 の で の の て の の て の の の の の の の の に の の の の の	活してい 上記のと年属久 間に 記転 「新聞 に 記 の た 年属久 間 に 同 の と 年属久 間 の に の の に の の に の の に の の に の の に の の に の の に の の に の の に の	いますの、 おいた。 よいたいでは、 たいでのででは、 たいででは、 たいでででいたいでででいたいでででいたいでででいたいでででいたいででででいたいでででいたいでででいたいでででいたいでででいたいでででいたいでででいたいででいでで	研究で、支氏4 日本ので、支 日本ので、 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので、 日本ので 日本の	して 住民 登 は た こ と を を 支 、 間 行 の た に し : と を を 支 、 し : と を を ま 、 し : ・ : : : : : : : : : : : : :	ます。 証明しま 一 所長 住申国 人登録 種 受理届	す。 家庭課 条 児童療 医療 家保 課 条 年 段 演 発 課 条 年 年 次 課 務 案 課 条 第 に 第 の 第 の 第 の 第 の 第 の 第 の 第 の 第 の 第 の	印 	応月月月月月月	 (担当) (担) (担) (担) (担) (担) (日) (日)<td></td>	
住 証明欄 00000000000000000000000000000000000	を定めて生 子保得を がして 生 た 入 証 明 就 医 袖 護 や 別 記 明 ジ 零 編 港 を め 人 保 得 証 ・ の 入 に 品 い い の に の の 人 に い の の し の の の の の の 人 に の の の の の の の の の の の の	活してい 上記のと年属久 間に 記転 「新聞 に 記 の た 年属久 間 に 同 の と 年属久 間 の に の の に の の に の の に の の に の の に の の に の の に の の に の の に の	いますの、 おいた。 よいたいでは、 たいでのででは、 たいででは、 たいでででいたいでででいたいでででいたいでででいたいでででいたいででででいたいでででいたいでででいたいでででいたいでででいたいでででいたいでででいたいででいでで	留きた、 留きた、 なた、 支氏 1 男子で、 支氏 1 男子で、 なた、 日 男子で、 なた、 大た、 大た、 大た、 大た、 大た、 大た、 大た、 大	して 住民 登 は た こ と を を 支 、 間 行 の た に し : と を を 支 、 し : と を を ま 、 し : ・ : : : : : : : : : : : : :	ます。 証明しま 一 所長 住申国 人登録 種 受理届	す。 家庭民 家 民 課 余 年 段 策 保 保 年 年 渓 (学 務課 (案 序 課 条 常 条 課 (案 務 の 案 の 第 の の の の の の の の の の の の の の の の	印 対 も相談課 课 金課	応月月月月月月月月	(担別紙) 日受受付付付(担) 日受受付付付(担) 日受受付付付(担) 日受受付付(担) 日受受付付(担) 日受受付付(担) 日受受付付(担)	
住 証明欄 ロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロ	を定めて生 - 子保御証 ・ 子保御証 ・ 子保御証 ・ の を が の に の の て 生 生 れ 入 町 に の て 生 生 な か い に の て 生 生 な れ ひ 明 で 。 の て 生 の で の の て の の て の の の の の の の の に の の の の の	活してい 上記のと年属久 間に 記転 「新聞 に 記 の た 年属久 間 に 同 の と 年属久 間 の に の の に の の に の の に の の に の の に の の に の の に の の に の の に の	いますの、 おいた。 よいたいでは、 たいでのででは、 たいででは、 たいでででいたいでででいたいでででいたいでででいたいでででいたいででででいたいでででいたいでででいたいでででいたいでででいたいでででいたいでででいたいででいでで	研究で、支氏4 日本ので、支 日本ので、 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので、 日本ので 日本の	して 住民 登 は た こ と を を 支 、 間 行 の た に し : と を を 支 、 し : と を を ま 、 し : ・ : : : : : : : : : : : : :	ます。 証明しま 一 所長 住申国 人登録 種 受理届	す。 家庭課 条 児童療 医療 家保 課 条 年 段 演 発 課 条 年 年 次 課 務 案 課 条 第 に 第 の 第 の 第 の 第 の 第 の 第 の 第 の 第 の 第 の	印 対 も相談課 课 金課	応月月月月月月	 (担当) (担) (担) (担) (担) (担) (日) (日)<td></td>	

t<mark>ims (to</mark> e)

(3) **Divorce procedure**

In most cases, the coordinator advises the client to hire a lawyer for filing divorce as it is difficult to proceed with the legal procedure alone.

Assist the client to seek a lawyer

 Accompany the client to the kick off meeting with the lawyer

⇒ Sign a contract with the lawyer. After the kick off meeting, the lawyer will handle all matters.

⇒ Application for divorce arbitration

 \Rightarrow Husband refuses arbitration. The client and husband continues to live in separation.

Even after the matter is handed over to the lawyer, the coordinator still keeps in touch with the client and lawyer and provide necessary consultation.

Thank you for your attention!

ありがとうございました

Muneko ISHIMOTO